

一般社団法人日本精神科救急学会理事選出規定

(理事)

- 第1条 日本精神科救急学会(以下、「この法人」)の理事は代議員の中から選出される。
2. 理事の数は、代議員数のおおよそ20%とする。
 3. 理事の任期は、選任された年の理事会で報告されたときから、改選年の理事会で報告されたときまでとする。

(理事の選出)

- 第2条 理事は、代議員総会の下に作られた理事選出委員会(以下、「同委員会」)の管理のもとに代議員総会で選出、承認され、会員報告会にて報告される。

(理事選出委員会)

- 第3条 同委員会委員長は、正会員及び名誉会員の中から代議員総会が選任する。
2. 同委員会委員は約5名とし、同委員会委員長が推薦し、代議員総会が承認し、決定する。
 3. 同委員会委員長ならびに委員の任期は、選任された日から、次期理事が代議員総会で報告された日までとする。
- (代議員が決定したその日に、理事の選任が行われる必要がある)

(理事長、副理事長の選出)

- 第4条 理事長の選出は、理事の互選によるものとし、理事会にて承認される。副理事長は理事長が理事の中から指名し、理事会にて承認される。
2. 理事長は1名、副理事長は2もしくは3名とする。
 3. 副理事長は、出身母体を考慮して選出する。①総合病院、研究所および大学②公的病院③私的病院のうち理事長に選出された領域以外の2領域を含むものから選出する。

(理事の決定)

- 第5条 理事会は、理事選出委員会の管理のもと決定された理事について、理事会機能が適正に行われるように、新たに理事の追加(若干名)等調整することができる。
2. 同委員会委員長は決定した理事長、副理事長、理事を代議員総会及び会員報告会に報告する。

(改正)

- 第6条 本規定は、理事会ならびに代議員総会の決議により、改正することができる。

(付則)

- 本規定は、平成30年4月2日より施行とする。